

# 重要事項説明書

株式会社十人十色

ケアプランセンター十人十色

指定事業所番号第 2870909898 号

ケアプランセンター十人十色があなたに対する居宅介護支援サービスを提供するにあたり、介護保険法に関する厚生省令第38号第4条に基づいて説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 居宅介護支援事業の概要

事業者の名称 株式会社十人十色  
法人所在地 兵庫県西宮市城ヶ堀町3-17  
電話番号 0798-38-9191  
代表者氏名 代表取締役中瀬敏雄  
設立年月 令和5年11月8日  
事業所名称 ケアプランセンター十人十色  
管理者氏名 西尾英子  
事業所の所在地 兵庫県西宮市城ヶ堀町3-17  
                    ファインキャッスル城ヶ堀  
指定事業所番号 2870909898  
電話番号 0798-38-9191  
事業所開設年月日 令和6年3月1日

(通常の事業実施範囲)

西宮市(北部地区を除く)

西宮市北部地域とは別紙のとおりとする

## 2. 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

要介護者等からの相談および要介護者等の心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

(運営の方針)

- ・利用者様が要介護状態等となった場合においても、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮したものとします。
- ・利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者様自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ・利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って、利用者様に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。
- ・事業にあたっては、利用者様の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。

### 3. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日:月曜日～金曜日 ただし12月30日～1月3日はお休みとなります。

営業時間：9時00分～17時00分

### 4. 事業所の職員体制

職種	人数	区分		職務内容
		常勤	非常勤	
管理者 兼 介護支援専門員	1名	1名		職員の指導監督、適切な事業運営の総括
介護支援専門員	4名 以上	3名 以上	1名 以上	居宅サービス計画の作成。 サービス事業者との連絡調整

### 5. 居宅介護支援の内容、提供方法

居宅サービス計画の作成について

1 事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

- ・利用者様の居宅の訪問、利用者様及びその家族の面接により利用者様の置かれる環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- ・利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者様又はその家族に提供します。
- ・事業者は、利用者様に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- ・事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者様の実情に見合ったサービス提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。

2 事業者は、利用者様が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者様の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

3 事業者は、居宅サービス計画の原案について介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者様またはその家族に対して説明します。

- ・事業者は、利用者様の居宅サービス計画の原案の同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者様の同意を確認します。
- ・利用者様は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
- ・利用者様より希望がある場合には、居宅サービス計画の見積りを作成します。

4. 居宅サービス計画については、利用者様やその家族から担当者に対し複数の事業所等の紹介を求めることができます。

5. 居宅サービス計画で提示したサービスの選定理由について、担当者に説明を求めることができます。

### サービス実施状況の把握、評価

- 1 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者様またはその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡をとり、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めると共に、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- 2 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用の状態を定期的に評価します。
- 3 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者様が介護保険施設の入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者様に介護保険施設に関する情報を提供します。

### 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順にしたがって実施するものとします。

### 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

### 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者様が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者様に代わって行います。

### 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者様が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者様の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者様の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

### 1ヶ月あたりの料金について

居宅介護支援の内容は居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。全額が介護給付金から支払われるため利用者様の負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は介護給付金相当額を全額お支払いいただきます。後日、当社より発行させていただいたサービス提供証明書を住所地の役所に提出していただくと後日払い戻しとなりますが、介護保険料の滞納期間によっては給付率の変更や全額自己負担となる場合もあります。

## 6. その他の費用について

利用者様の居宅が通常の事業実施地域以外の場合、交通費実費として1 km あたり 100 円を請求いたします。

## 7. 利用者様の居宅への訪問頻度のめやす

最低 1 ヶ月に 1 回とし、利用者様の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握および連絡調整等の必要に応じ随時訪問いたします。

※ここ記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者様からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合は、介護支援専門員は利用者様の居宅を訪問することがあります。

## 8. 密の保持と個人情報の保護について

### ① 利用者様及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

### ② 個人情報の保護について

事業者は、利用者様及び利用者様の家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者様及び家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者様及び家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 9. 事故発生時の対応について

- ① 当事業所が利用者様に対して行う居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者様の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。

ただし自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

- ② 利用者様が医療機関に入院する場合に、入退院時の円滑な連携、特に退院後の円滑な在宅生活への移行を支援する観点から、担当職員の氏名及び連絡先を、利用者様またはその家族から入院先医療機関へお伝えいただくようお願いします。

## 10. 家族等への連絡について

利用者様の家族等より希望があった場合には、利用者様に連絡するのと同様の通知を行います。

## 11. 医師等との連携

指定サービス事業者等から提供される医療サービスの必要性を検討するために有効な情報について、主事の医師や歯科医師、また薬剤師等に提供します。

## 12. 苦情処理の体制及び手順について

介護支援サービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら担当職員までお気軽にご相談ください。

ご相談があった場合、相談担当者は利用者様の状況を詳細に把握するよう、必要に応じて状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。特に事業者に関する苦情である場合は、利用者様の立場を考慮しながら、事実関係を調査し、必要に応じて関係者の連絡調整を行うとともに、利用者様は必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

### 苦情申し立て窓口

<b>【事業者窓口】</b> ケアプランセンター 十人十色 管理者 西尾 英子	西宮市城ヶ堀町 3-17 ファインキャッスル城ヶ堀 TEL 0798-38-9191 FAX 0798-38-9192 9時～17時（月曜日～金曜日）
<b>【市町村窓口】</b> 西宮市役所 健康福祉局 法人指導課	西宮市六湛寺町 10-3 TEL 0798-35-3082（直通） FAX 0798-34-5465（直通） 9時～17時30分（土日祝は休み）
<b>【公的団体窓口】</b> 兵庫県国民健康保険団体連合会	神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 TEL 078-332-5617 8時45分～17時15分（土日祝は休み）

## 13. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- 2 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3 従業者が支援にいたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 14. 職員の禁止事項について

事業者の職員は、サービス提供契約の実施以外の営利行為、また政治活動、宗教勧誘など行いません。

## 15. 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる場合には、利用者様およびその家族に書面を交付のうえ口頭にて説明し、同意確認を行います。

なお、事業者ならびに行政の相談窓口は次頁の通りです。

<b>【事業者窓口】</b> ケアプランセンター 十人十色 管理者 西尾 英子	西宮市城ヶ堀町 3-17 ファインキャッスル城ヶ堀 TEL 0798-38-9191 FAX 0798-38-9192 9時～17時（月曜日～金曜日）
<b>【市町村窓口】</b> 西宮市役所 健康福祉局 法人指導課	西宮市六湛寺町 10-3 TEL 0798-35-3082（直通） FAX 0798-34-5465（直通） 9時～17時30分（土日祝は休み）
<b>【公的団体窓口】</b> 兵庫県国民健康保険団体連合会	神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 TEL 078-332-5617 8時45分～17時15分（土日祝は休み）

確認日 令和 年 月 日

利用者は、本重要事項説明書に基づいて、事業所の職員から重要事項の説明を受け、その内容に同意したことを確認します。

(利用者)

住 所

氏 名

印

(署名代行者)

私は、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行します。

住 所

氏 名

利用者との続柄

印

(事業者) 所在地 兵庫県西宮市城ヶ堀町 3-17 ファインキャッスル城ヶ堀

名 称 株式会社 十人十色

ケアプランセンター 十人十色

代表者名 中瀬 敏雄

印

管理者名 西尾 英子

電話番号 0798-38-9191

## ケアプランセンター 十人十色 重要事項説明書 別紙

1 条にある西宮市北部地域は以下の通りとする。

西宮市清瀬台、国見台、塩瀬町名塩、塩瀬町生瀬、名塩赤坂、名塩ガーデン、名塩木之元、名塩さくら台、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩東久保、名塩平成台、名塩南台、生瀬高台、生瀬町、生瀬東町、生瀬武庫川町、華の峯、山口町上山口、山口町金仙寺、山口町下山口、山口町中野、山口町名来、山口長阪神流通センター、山口町船坂